

会員へのお知らせ

医療機器の不具合等報告の症例の公表及び活用について（周知依頼）

(法安64)

平成26年8月20日

日本医師会常任理事 今村 定臣

厚生労働省医薬食品局安全対策課より、標記について本会宛連絡がありました。つきましては、下記の点について、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願いいたします。

記

- (1) 医療機器の不具合等報告の一覧が、厚生労働省のホームページにおいて、エクセル形式で公表されております。今般、平成26年度第1回薬事・食品衛生審議会医療機器安全対策部会に報告されたものが下記URLに新たに掲載されました。機器の分類ごとに不具合状況、健康被害状況、対応措置などが一覧に表示されています。公表された情報を共有し、医療機器の安全使用の向上に役立ててください。平成26年度第1回薬事・食品衛生審議会医療機器安全対策部会に報告された医療機器の不具合等報告の一覧 <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000053157.pdf>
- (2) 医薬品医療機器総合機構が運営する「医薬品医療機器情報配信サービス」（下記URLから登録可能）では、医薬品・医療機器の安全性に関する重要な情報をメールで配信しています。こちらも是非ご活用ください。
医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディアナビ）
<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

新人看護職員研修の国民向けPRの周知について

(地 I 139)

平成26年8月21日

日本医師会常任理事 釜范 敏

厚生労働省では、新人看護職員研修に関する国民向けPRポスターを作成（※委託事業により日本看護協会が制作）し、本会に対しても周知協力方依頼がありました。

本ポスターは、「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会」において、新人看護職員の技術等に不安感をもつ患者がいることも指摘される中で、新人看護職員研修により医療安全の向上が期待されることから、厚生労働省や関係団体等が患者や一般市民に対して広報を行うことが重要である、と指摘されたことを踏まえて作成されたものであります。

本ポスターは、厚生労働省のホームページからダウンロード可能ですのでご活用下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050213.html>



電波環境協議会による「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」について

（法安70）

平成26年8月27日

日本医師会常任理事 石川 広己

厚生労働省医政局総務課ならびに医薬食品局安全対策課より、電波環境協議会（事務局：一般社団法人電波産業会）により「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」が策定された旨、本会宛連絡がありました。本指針はただちにルールの改訂等を求めるものではありませんが、今後、各医療機関において携帯電話等の使用に関するルールを作成もしくは見直す際に参考になる内容となっております。

なお、本指針は電波環境協議会ホームページから入手可能となっております。

記

電波環境協議会ホームページ内「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」等の公表について

<http://www.emcc-info.net/info/info2608.html>

平成26年8月15日から的大雨及び8月19日から的大雨による 医療施設等災害復旧事業の実施について(通知)

平成26年9月3日

広島県健康福祉局長

（医療政策課）

平成26年8月15日から的大雨及び8月19日から的大雨により被災した医療施設等について、復旧に必要な工事費等に係る補助金が交付される場合があります。

本補助金を申請する場合には、必要書類を平成26年9月24日水【必着】までに、広島県健康福祉局医療政策課へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、医療用設備については、病院の建物と一体として復旧を行う必要がある場合のみ補助の対象となりますので、留意してください。

※ 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱、各種様式、補助金申請等に当たっての留意事項等は、広島県のホームページへ掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。
(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/saigai-fukkyuu.html>)

○ 提出書類

- 1 様式1 医療施設等災害復旧費協議書
- 2 様式2 医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表・個表）

○ 対象施設

- 1 医療機関施設
 - (1) 公的医療機関施設 (2) へき地診療所
 - (3) 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設

- 2 医療関係者養成所施設
 - (1) 看護師等養成所 (2) 理学療法士等養成所 (3) 救急救命士養成所
 - (4) 歯科衛生士養成所
- 3 研修施設
 - (1) 地域医療研修センター (2) 研修医のための研修施設
- 4 病院内保育所
- 5 看護師宿舎
- 6 救急医療情報センター

担当：政策医療グループ
電話 082-513-3062(ダイヤルイン)
(担当者 早川、木村)

平成27年度の医療提供体制施設整備事業等に係る事業計画について(照会)

平成26年9月3日
広島県健康福祉局長

このことについて、補助事業実施の参考としたいので、次の事業に係る実施計画があれば、担当者へ相談いただき、事業計画の様式を請求のうえ、次のとおり提出してください。

なお、計画書の提出があっても、予算上の制約等から、希望に添えない場合があることを御了承ください。

1 対象事業

- (1) 医療提供体制施設整備事業
 - 医療施設近代化施設整備事業
 - ・ 承継に伴う診療所の施設整備事業
 - ・ 療養病床療養環境改善事業
 - 病児・病後児保育施設整備事業
 - 地震防災対策医療施設耐震整備事業
 - 地球温暖化対策施設整備事業
 - 内視鏡訓練施設整備事業
- (2) 医療施設等施設整備事業
 - 離島等患者宿泊施設整備事業
 - 産科医療機関施設整備事業
- (3) 医療提供体制推進事業
 - 小児救急遠隔医療設備整備事業
 - 人工腎臓装置不足地域設備整備事業
 - 内視鏡訓練施設設備整備事業
- (4) 医療施設等設備整備事業
 - へき地患者輸送車(艇)整備事業
 - へき地巡回診療車(船)整備事業
 - 遠隔医療設備整備事業
 - へき地・離島診療支援システム設備整備事業
 - 離島等患者宿泊施設設備整備事業
 - 産科医療機関設備整備事業
- (5) 地域医療介護総合確保基金事業
 - 院内助産所・助産師外来施設整備事業
 - 病院内保育所施設整備事業

○ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

2 提出書類

(1) 施設整備事業

- ア 事業計画書及び事業費内訳書（県庁医療政策課又は医務課へ事前にお問い合わせください。）
- イ 施設の配置図（全体図）
- ウ 既存建物の各階平面図及び計画図（対象区域を明示すること。）

(2) 設備整備事業

- ア 事業計画書（県庁医療政策課へ事前にお問い合わせください。）
- イ 事業費の根拠となる資料（見積書等）
- ウ 設備のカタログ

3 提出部数 2部**4 提出先** 広島県健康福祉局医務課（病院内保育所）

広島県健康福祉局医療政策課（その他）

5 提出期限 平成26年10月3日(金)【**必着**】**6 注意事項**

- (1) この照会は、各医療施設における整備計画を把握し、来年度の補助事業実施等の参考とするものであり、補助金の交付を確約するものではないこと。
- (2) 補助金額の算定にあたっては、「施設・設備整備事業の概要」（省略）を参照すること。ただし、今後の補助制度見直し等によっては、事業内容や補助率、補助単価等が変更される場合や事業そのものが廃止される可能性があることに留意すること。
- (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、法律等によって処分の制限を受けることになるので、短期間で財産処分が必要とならないよう長期的な計画に基づいた事業計画とすること。なお、目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金の返還が生じることとなるので留意すること。
- (4) 事業計画書の提出後は、整備計画等の変更が原則として認められないので、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議のうえ、関係法令等に沿った計画とすること。
- (5) 補助事業は単年度事業のため、原則として平成27年度内に事業が完了しなければならない。なお、施設整備において、その事業規模等の要因により、工事期間が複数年に及ぶことが明らかな場合は、事前に担当課へ相談すること。
- (6) 事業への着手は、補助金の交付内示後とすること。不採択となった場合もその旨連絡するため、県からの連絡を受ける前に事業への着手をしないこと。
※ 交付内示の時期は、「1 対象事業」中(1)～(4)の事業については、例年、6～7月頃となっているが、年度によって異なるため、7月を過ぎる場合もある。
「1 対象事業」中「(5)地域医療介護総合確保基金事業」については、現時点では未定である（6～7月頃よりも遅くなる可能性がある）ため、別途連絡する。
- (7) 補助金等の詳細については、次へ問い合わせること。

[問い合わせ先]

医療政策課医療企画グループ 電話 082-513-3065(ダイヤルイン) (担当者 荒木)

医務課看護グループ(病院内保育所担当) 電話 082-513-3057(ダイヤルイン) (担当者 赤木)

平成27年度医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業)について

平成26年9月3日

広島県健康福祉局医療政策課長

有床診療所等のスプリンクラー等整備に対する補助事業については、国の平成25年度補正予算に基づき、今年度実施されているところですが、来年度の各医療機関における本事業実施の意向を確認し、今後の参考とさせていただきたいので、平成27年度に事業を実施する意向がある医療機関においては、「スプリンクラー等施設整備事業計画書」を作成のうえ、御提出いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、下記及び「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要及び留意事項」に示している補助制度の内容については、今年度実施分の内容を記載していますが、今後の補助制度見直し等によっては、事業内容や基準額等が変更される場合や、事業そのものが廃止される可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。

※本照会については広島県より直接医療機関に文書にて通知しております。

1 対象施設(以下の全てに該当する医療機関)

(1) 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟において、スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)、自動火災報知設備整備及び火災通報装置整備にかかる工事を平成27年度中に着工、完了する医療機関。

(平成27年度中に完了しない可能性がある場合は、御相談ください。)

※平成26年2月6日時点で設置義務のない医療機関に限りです。

(2) 別添の「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要及び留意事項」に記された条件や留意事項への対応が可能であり、当該事業を実施する意向があるもの。

2 提出書類

ア スプリンクラー等施設整備事業計画書

(※電子データを御希望の場合は、fuiryou@pref.hiroshima.lg.jpあてに御連絡ください。)

イ 整備図面(対象面積の読み取れるもの)

ウ 見積書(事業費の根拠となるもの)

3 提出部数

2部

4 提出先・問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県医療政策課医療企画グループ宛

電話 082-513-3065(ダイヤルイン)

5 提出期限

平成26年10月10日(金)【必着】

6 留意事項

- ・事業計画書の作成にあたっては、記入例を参考にしてください。
- ・上記1の調査対象に該当しない場合は回答不要です。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要及び留意事項

1 対象医療機関

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟において、下記の事業を実施する医療機関。（平成26年2月6日時点で設置義務のない医療機関に限ります。）

【参考】平成26年2月6日時点でスプリンクラー設置義務のない医療機関

病院：1棟あたりの延床面積が3,000㎡未満

診療所：1棟あたりの延床面積が6,000㎡未満

2 基準額等

事業内容	基準額	対象経費
スプリンクラー施設整備 （パッケージ型自動消火設備含む）	基準単価17千円×対象面積 （※対象面積：スプリンクラーを設置する部分の面積）	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費
300㎡未満の施設における自動火災報知設備整備	1か所あたり 1,000千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費
500㎡未満の施設における火災通報装置整備	1か所あたり 300千円	火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費

◇ 補助金額は、基準額と対象経費を比較して少ない方の額となります。

3 事業期間

平成27年度中に着工、工事完了

（平成27年度中に工事完了しない可能性がある場合は、御相談ください。）

4 留意事項

- ① 今後の補助制度見直し等によっては、事業内容や基準額等が変更される場合や、事業そのものが廃止される可能性があること。また、予算措置の状況等によっては、提出のあった事業計画について意向に添えないことがあること。
- ② 新規設置のみ対象となり、設置済みのスプリンクラー等の更新は対象外となる。
- ③ スプリンクラー施設整備については、棟ごとの計画となる。（1つの施設が補助対象となる棟を複数所有している場合は、複数の棟の事業計画を提出することが可能。）
- ④ 自動火災報知設備整備及び火災通報装置整備については、1施設あたり1か所の補助となるため、1施設で複数の棟に整備する場合においても基準額は変わらない。
- ⑤ 契約の締結及び着工は、国の内示（時期未定※平成26年度は6月下旬）後に行うこと。不採択となった場合もその旨連絡するため、県からの連絡を受ける前に事業への着手をしないこと。
- ⑥ 補助金を受けて行う施設建設工事に係る入札等の契約手続きについては、県が行う公共事業の扱いに準じて行うこと。
- ⑦ 補助金を受けて取得し、又は効用の増加した不動産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

医療安全情報

下記の団体は、定期的に医療安全情報を作成し公表しています。

<日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業>

平成26年8月 医療安全情報No.93 腫瘍用薬のレジメンの登録間違い
医療事故情報収集等事業 平成25年年報 他

URL : <http://www.med-safe.jp/>

<医薬品医療機器総合機構(PMDA)>

平成26年8月 PMDA医療安全情報No.45 静脈留置針操作時の注意について

URL : http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/iryo_anzen.html

使用上の注意の改訂指示

URL : http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html

<日本医療安全調査機構 警鐘事例>

URL : http://www.medsafe.jp/activ_alarm.html

<厚生労働省>

平成26年8月 医薬品・医療機器等安全性情報第315号 新医薬品の市販直後の安全対策について 他

URL : http://www1.mhlw.go.jp/kinkyu/iyaku_j/iyaku_j/anzenseijyouhou.html

<医療安全全国共同行動> 医療安全の取り組みに役立つツールを提供しています。

URL : <http://kyodokodo.jp/>

税務相談室・融資相談室のご案内

本会の福祉活動の一環として、「税務相談室」および「融資相談室」を開設しております。
無料ですのでご遠慮なくご利用ください。

記

『税務相談室』

※医薬税務、一人医療法人などについて

と き 平成26年9月18日(木)、10月2日(木)、9日(木)

午後2時～午後5時(1人1時間程度)

ところ 広島医師会館内 5階 会議室

担当者 税理士法人 元木会計 税理士 元木 英明

『融資相談室』

※新規開業、事業拡張、事業承継などについて

と き 平成26年9月18日(木)、10月16日(木)

午後2時～午後5時(1人1時間程度)

ところ 広島医師会館内 5階 会議室

担当者 金融機関 金融サービス(医療専門チーム)担当者

予約申込先 〒733-8540 広島市西区観音本町1-1-1
広島県医師会経理課 TEL : 082-232-7211